

# 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則

(昭和60年1月29日公安委員会規則第1号)

改正 平成11年1月公安委員会規則第1号、14年3月第4号、15年7月第8号、16年8月第5号、9月第6号、17年3月第7号、10月第14号、18年3月第8号、4月第10号、19年4月第2号、20年4月第5号、5月第8号、21年5月第4号、22年1月第3号、23年3月第3号、24年3月第4号、6月第6号、27年12月第8号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則をここに公布する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則

山口県風俗営業等取締条例施行規則（昭和39年山口県公安委員会規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例（昭和59年山口県条例第22号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（条例第9条第3号の公安委員会規則で定める施設）

第2条 条例第9条第3号の公安委員会規則で定める施設は、別表第1に掲げる施設とする。

（条例第9条第4号の公安委員会規則で定める各種学校）

第2条の2 条例第9条第4号の公安委員会規則で定める各種学校は、別表第1の2に掲げる各種学校とする。

（条例別表第1の2の公安委員会規則で定める区域）

第3条 条例別表第1の2第1号の公安委員会規則で定める区域は、別表第2に掲げる区域とする。

2 条例別表第1の2第2号の公安委員会規則で定める区域は、別表第3（第4号を除く。）に掲げる区域とする。

3 条例別表第1の2第3号の公安委員会規則で定める区域は、別表第4に掲げる区域とする。

4 条例別表第1の2第4号の公安委員会規則で定める区域は、別表第5に掲げる区域とする。

5 条例別表第1の2第5号の公安委員会規則で定める区域は、別表第6に掲げる区域とする。

（条例別表第3の公安委員会規則で定める区域）

第4条 条例別表第3の1号営業の項の公安委員会規則で定める区域は、別表第7に掲げる区域とする。

2 条例別表第3の3号営業の項の公安委員会規則で定める区域は、別表第8に掲げる区域とする。

(条例別表第4の公安委員会規則で定める区域)

第5条 条例別表第4の1号営業の項の公安委員会規則で定める区域は、別表第7に掲げる区域とする。

2 条例別表第4の3号営業の項の公安委員会規則で定める区域は、別表第8に掲げる区域とする。

(条例別表第5の公安委員会規則で定める区域)

第6条 条例別表第5第1号の公安委員会規則で定める区域は、別表第2に掲げる区域とする。

2 条例別表第5第2号の公安委員会規則で定める区域は、別表第3に掲げる区域とする。

3 条例別表第5第3号の公安委員会規則で定める区域は、別表第4に掲げる区域とする。

4 条例別表第5第4号の公安委員会規則で定める区域は、別表第5に掲げる区域とする。

5 条例別表第5第5号の公安委員会規則で定める区域は、別表第6に掲げる区域とする。

附 則

この規則は、昭和60年2月13日から施行する。

附 則 (平成11年1月8日公安委員会規則第1号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月26日公安委員会規則第4号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年7月15日公安委員会規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年8月17日公安委員会規則第4号)

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成16年9月28日公安委員会規則第6号)

この規則は、平成16年10月4日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日公安委員会規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1山口県秋吉台青少年宿泊訓練所の項及び山口県石城山青少年宿泊訓練所の項を削る改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年10月21日公安委員会規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日公安委員会規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年4月21日公安委員会規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年4月20日公安委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年4月4日公安委員会規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年5月9日公安委員会規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年5月1日公安委員会規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年1月29日公安委員会規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月25日公安委員会規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表1 山口県大島青年の家の項、山口県萩青年の家の項及び山口県長者ヶ原グリーンスポーツ広場の項を削る改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日公安委員会規則第4号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表第1 周東野外活動センターの項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年6月29日公安委員会規則第6号)

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月22日公安委員会規則第8号)

この規則は、平成28年6月23日から施行する。ただし、別表第2の改正規定(「市道竹崎・宮田線」を「市道竹崎・園田線」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名 称	所 在 地
国立山口徳地青少年自然の家	山口市徳地船路668番地
山口県油谷青少年自然の家	長門市油谷伊上1068番地
山口県秋吉台青少年自然の家	美祢市美東町赤2128番地の17
山口県十種ヶ峰青少年自然の家	山口市阿東嘉年下1883番地の2
山口県由宇青少年自然の家	岩国市由宇町2273番地の2
下関市立青年の家	下関市棕野町1丁目17番1号
山口市児童文化センター	山口市湯田温泉5丁目2番13号
二鹿野外活動センター	岩国市二鹿742番地
周東野外活動センター	岩国市周東町瀬越1332番地
周南市大田原自然の家	周南市大字中須北3194番地
山陽小野田市青年の家	山陽小野田市大字埴生3230番地の1

別表第1の2（第2条の2関係）

名 称	所 在 地
山 口 朝 鮮 初 中 級 学 校	下 関 市 神 田 町 2 丁 目 8 番 1 号

別表第 2 (第 3 条、第 6 条関係)

- 1 下関市細江町 1 丁目の区域のうち街区符号 3 番及び 4 番の区域
- 2 下関市豊前田町 1 丁目の区域のうち街区符号 1 番及び 2 番の区域 (市道竹崎・園田線の北側端から幅 30 メートル以内の区域に限る。)
- 3 下関市豊前田町 2 丁目の区域のうち、街区符号 1 番及び 2 番の区域 (市道竹崎・園田線の北側端から幅 30 メートル以内の区域に限る。)並びに街区符号 4 番から 8 番までの区域
- 4 下関市竹崎町 1 丁目の区域のうち街区符号 15 番から 17 番までの区域
- 5 下関市竹崎町 2 丁目の区域の全域
- 6 下関市竹崎町 3 丁目の区域のうち街区符号 1 番から 14 番までの区域

備考

- 1 街区符号とは、住居表示に関する法律 (昭和 37 年法律第 119 号。以下「住居表示法」という。) 第 2 条第 1 号の街区符号をいう。
- 2 この表に掲げる区域は、平成 15 年 6 月 1 日における区域によつて表示されたものとする。

別表第3（第3条、第6条関係）

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 宇部市新天町1丁目の区域のうち街区符号1番から7番までの区域</li><li>2 宇部市新天町2丁目の区域の全域</li><li>3 宇部市松島町の区域のうち街区符号10番から19番までの区域</li><li>4 宇部市相生町の区域のうち街区符号9番の区域</li><li>5 宇部市中央町1丁目の区域の全域</li><li>6 宇部市中央町2丁目の区域の全域</li><li>7 宇部市中央町3丁目の区域のうち街区符号1番から15番までの区域</li><li>8 宇部市新町の区域のうち街区符号3番から8番までの区域</li><li>9 宇部市上町1丁目の区域の全域</li><li>10 宇部市上町2丁目の区域の全域</li><li>11 宇部市西本町1丁目の区域のうち街区符号1番から11番までの区域</li></ol> |
|---|

備考

- 1 街区符号とは、住居表示法第2条第1号の街区符号をいう。
- 2 この表に掲げる区域は、平成15年6月1日における区域によつて表示されたものとする。

別表第4（第3条、第6条関係）

- 1 山口市泉都町の区域のうち街区符号9番の区域（県道宮野大歳線の南側端から幅30メートル以内の区域に限る。）
- 2 山口市熊野町の区域のうち街区符号4番の区域
- 3 山口市湯田温泉1丁目の区域のうち街区符号1番、6番、7番及び9番から11番までの区域
- 4 山口市湯田温泉2丁目の区域のうち街区符号1番から3番まで、6番及び7番の区域
- 5 山口市湯田温泉3丁目の区域の全域
- 6 山口市湯田温泉4丁目の区域のうち街区符号1番から6番までの区域
- 7 山口市葵1丁目の区域のうち街区符号1番の区域（県道宮野大歳線の南側端から幅30メートル以内の区域に限る。）

備考

- 1 街区符号とは、住居表示法第2条第1号の街区符号をいう。
- 2 この表に掲げる区域は、平成15年6月1日における区域によつて表示されたものとする。



別表第5（第3条、第6条関係）

- 1 防府市緑町1丁目の区域のうち街区符号1番の区域
- 2 防府市天神1丁目の区域の全域
- 3 防府市栄町1丁目の区域の全域
- 4 防府市戎町1丁目の区域の全域
- 5 防府市八王子1丁目の区域の全域
- 6 防府市車塚町の区域のうち街区符号1番から6番までの区域

備考

- 1 街区符号とは、住居表示法第2条第1号の街区符号をいう。
- 2 この表に掲げる区域は、平成15年6月1日における区域によつて表示されたものとする。

別表第6（第3条、第6条関係）

- 1 岩国市麻里布町2丁目の区域のうち街区符号1番から9番までの区域
- 2 岩国市麻里布町3丁目の区域の全域
- 3 岩国市麻里布町6丁目の区域の全域
- 4 岩国市麻里布町7丁目の区域のうち街区符号1番、2番及び9番から11番までの区域

備考

- 1 街区符号とは、住居表示法第2条第1号の街区符号をいう。
- 2 この表に掲げる区域は、平成15年6月1日における区域によつて表示されたものとする。

別表第7(第4条、第5条関係)

- 1 下関市竹崎町2丁目の区域のうち、3番1、3番2、17番1から17番3まで、18番1から18番5まで、18番7から18番10まで、169番2、169番4、173番1、180番から184番まで、186番から189番まで、190番1から190番4まで、203番1、203番7、291番1から291番8まで、292番2、292番3、293番6から293番24まで、295番2、296番1、297番3、298番5、300番1、300番2、302番5から302番7まで、302番9、305番2、308番2、309番2、415番2及び415番9の区域
- 2 下関市竹崎町3丁目の区域のうち、2番1から2番5まで、3番3、14番2、61番、62番2から62番5まで、63番、64番1、64番2、65番、66番1から66番4まで、67番から70番まで、70番1、71番、71番1、72番から75番まで、76番1、76番2、77番、78番、78番2、79番、79番1、79番3、80番から84番まで、85番1、85番2、86番、87番、88番1、88番2、89番、89番1、90番1、90番2、91番1から91番3まで、92番1、92番2、94番1、94番2、95番3、95番4、96番1から96番3まで、97番、135番、150番1から150番7まで、151番2、152番から156番まで、156番1、156番2、157番1、157番2、158番から163番まで、163番1、164番、165番、166番1、166番2、167番1から167番4まで、168番1、168番2、169番1、169番3、169番5、170番1から170番3まで、171番、171番1から171番3まで、172番2、172番3、173番2、174番から179番まで、305番1、306番1、306番2、306番4、311番、311番1、312番、313番、422番、422番1から422番3まで、427番1、428番1から428番23まで、429番、429番1から429番21まで及び429番26から429番29までの区域
- 3 下関市竹崎町4丁目の区域のうち、50番から60番まで、426番及び426番1の区域

備 考

この表に掲げる区域は、昭和59年11月1日における地番の区域によつて表示されたものとする。

別表第 8 (第 4 条、第 5 条関係)

- 1 長門市深川湯本字門前の区域のうち、1032 番 2、1032 番 3、1033 番 1 から 1033 番 5 まで、1034 番、1035 番、1035 番 1、1037 番 1、1043 番 1 から 1043 番 3 まで、1044 番、1045 番 1、1045 番 2、1048 番から 1051 番まで、1053 番 1 から 1053 番 3 まで、1053 番 5、1054 番 1 から 1054 番 3 まで、1055 番 1 から 1055 番 12 まで、1056 番 1 から 1056 番 3 まで、1057 番、1057 番の 1、1057 番の 2、1058 番、1059 番 1、1059 番 2、1060 番 1、1060 番 2、1060 番の 3、1060 番の 4、1061 番 1 から 1061 番 3 まで、1061 番 6、1061 番の 10 及び 1061 番の 11 の区域
- 2 長門市深川湯本字岡村の区域のうち、269 番 1、269 番 2、877 番、1226 番 1 から 1226 番 5 まで、1227 番 1 から 1227 番 3 まで、1227 番の 4 から 1227 番の 7 まで、1228 番から 1232 番まで、1232 番 2、1232 番 3、1234 番、1234 番 1、1234 番 2、1235 番、1237 番、1238 番、1239 番 1、1240 番 4 及び 3697 番の区域

備 考

この表に掲げる区域は、昭和 5 9 年 1 1 月 1 日における地番の区域によつて表示されたものとする。